



第76回 職場の受動喫煙対策

▼新たな受動喫煙対策

2020年に開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックに備え、「健康増進法」が改正され、2020年4月1日より全面施行されました。従業員の望まない受動喫煙を防止することが目的であり、企業の責任となりました。昨年7月1日には、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の敷地内禁煙が施行されており、この4月1日はその他の施設が原則屋内禁煙となったのです。事業所では、屋内喫煙室の設置も可能ですが、厳しい条件があります。たばこの煙が室内から流出しないよう、壁や天井などによって区画される、出入り口以外には非喫煙場所に対する開口面がない、独立した部屋、想定される喫煙本数に合わせた排気設備の設置、排気先にて非喫煙空間に影響がないかの確認、出入口での計測において空気の気流が0.2m毎秒以上ある、空気取り入れ口の付いた扉、または換気用の開口部を設ける、非喫煙場所に空気が漏れないよう、スクリーンなどで開口部を仕切る等です。

▼受動喫煙の健康影響

副流煙の有害物質の濃度は、喫煙者が吸う主流煙よりも、ニコチンが2.8倍、タールが3.4倍、一酸化炭素が4.7倍含まれており、発がん性のある化学物質も煙に含まれているため、古くから健康影響があると指摘されてきています。厚生労働省の報告によると、受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数(非喫煙者の死亡数)は年間約6,800人です。その50%以上が職場での受動喫煙が原因とされます。医学的な理由から、職場での非喫煙者の健康を守るため屋内禁煙が進められることになったのです。

▼増大する企業の責任

健康増進法では、職場は原則屋内禁煙になり、屋内喫煙のためには喫煙室の設置が可能だが20歳未満の人は出入り禁止となります。努力義務ですが、違反すると罰則が課せられる可能性があります。職業安定法施行規則では、この4月より受動喫煙に対する対策を採用や募集時に明示することが求められており、求人募集の一覧に明記しなくてはならなくなりました。従業員の受動喫煙による健康被害は予見可能といえる時代となり、安全配慮義務としての対策を怠ると、慰謝料等が従業員から請求される場合もあります。労働安全衛生法は、受動喫煙を防止するために、適切な措置を取

ることを努める義務(努力義務)として全ての企業に課しています。このように企業の規模の大小に関わらず受動喫煙対策を推進するのは、当たり前になった時代になったといえます。

▼4月から受動喫煙の状況は変わったか?

4月から職場の受動喫煙対策の成果が出たかについては、不明ですが、一部の飲食店では、屋内禁煙に踏み切ったところもあるでしょう。飲食店では、経過措置として、一定の規模以下(資本金または客席面積)のところでは店頭掲示の上での喫煙が認められています。まだ対策が実施されていないところでは、喫煙者の割合、喫煙による業務や職場環境への影響、受動喫煙対策についての従業員の意見等を知っておく必要があります。社内設備投資に向けた方針検討が必要です。屋内喫煙室、屋外喫煙場所、全面禁煙どれを選ぶか検討が必要となります。社内理解を進めるために、受動喫煙防止に関する従業員への対策説明会や勉強会も重要です。これを機に禁煙を決める従業員もいることから、禁煙支援プログラム(禁煙治療の補助等)を提案するのも良いでしょう。

▼受動喫煙対策の支援事業

いくつかの支援事業があります。受動喫煙防止対策助成金は、中小企業事業主を対象に、受動喫煙防止のための施設設備の整備に対してその工事費用のうち、工費や設備費など1/2(飲食店については2/3)を助成するものです(上限100万円まで)。受動喫煙防止対策に係る相談支援としては、専門家が電話相談に無料で対応しています。受動喫煙防止対策に関する測定機器貸出(たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与)は、たばこ煙の濃度及び喫煙専用室等の換気の状態を把握するための、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行なっています。相談支援や測定機器貸し出しの詳細等については厚生労働省HPにあります。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)